

除染等の措置の基準の要素

【人への影響・周辺環境の観点（他の基準と共通）】

- ① 除染時の除去土壌等の飛散・流出防止
- ② 除染に伴う騒音・振動等による生活環境の保全
- ③ 除染時の除去土壌による人の健康・生活環境に係る被害の発生防止

【測定による除染効果の把握】

- ④ 除染実施前の空間線量率又は汚染土壌等の放射性物質の濃度の測定に基づく除染対象の特定
- ⑤ 除染実施後の空間線量率又は放射性物質の濃度の測定による除染効果の把握

【除染の実施方法】

- ⑥ 効果的な除染方法の指定

例：「2で特定された別表第〇の上欄に掲げる除染等の措置の対象に対してそれぞれ同表の下欄に定める除染等の措置を講ずること」)

別表第〇

除染等の措置の対象	講ずべき除染等の措置
一 土壌（裸地、農用地等）	イ 表土の削り取り ロ 表面被覆（表土と下土の入れ替え含む） ハ 耕起 ニ イからハマまでのほか、除染等の措置としてイからハマでと同等以上の効果があるものと認められるもの
二 草木	イ 草刈り（芝、牧草の刈り取り含む） ロ 樹木・灌木の剪定・伐採 ハ 落葉、落枝の除去 ニ イからハマまでのほか、除染等の措置としてイからハマでと同等以上の効果があるものと認められるもの
三 工作物及び道路	イ 高圧水等による洗浄 ロ 側溝、雨樋等の泥、草、落葉、堆積物等の除去 ハ 放射性セシウム濃集域における堆積物除去等の処理 ニ 表面の削り取り ホ イからニまでのほか、除染等の措置としてイからハマでと同等以上の効果があるものと認められるもの

四 その他（前三項に掲げるものを除く）	イ 放射性セシウム濃集域における堆積物除去等の処理 ロ イのほか、除染等の措置としてイと同等以上の効果があるものと認められるもの
---------------------	---

（理由・考え方）

- 本法では、放射性物質汚染による人の健康等に及ぼす影響を速やかに低減するため、土壌の除去等の除染のほか、表面被覆等の空間線量率低下に資する措置を「除去等の措置」としている。
- 除去土壌等に含まれる放射性物質等の影響から周辺住民やその生活環境を保護するため、上記規定は必要。
- 効果的な除去に向けて対象を特定するため、また、除去前後の測定により除染効果を正確に把握するため、上記規定は必要。
- 広範囲にわたる汚染地域を迅速に除染するため、標準的な除染方法を提示することは必要。ただし、除染に係る技術提案と効果の実証が行われている現状を踏まえ、新たな除染方法を柔軟に追加できる規定とするべき。
- 基準を具体的かつわかりやすく記載したガイドライン等を整理することが必要。

【その他の事項】

除去土壌等の発生の抑制

（理由・考え方）

汚染土壌等の大量発生と保管・処分用地の確保に伴う困難を踏まえ、全体的な方針を示すものとして上記規定は必要。

収集・運搬の基準の要素

【人への影響・周辺環境の観点（他の基準と共通）】

- ① 収集・運搬時の除去土壌の飛散・流出防止（容器に入れることを含む。）
- ② 収集・運搬に伴う騒音・振動等による生活環境の保全
- ③ 収集・運搬時の除去土壌による人の健康・生活環境に係る被害の発生防止

【車両・施設】

- ④ 運搬車両からの飛散・流出防止
- ⑤ 運搬車両であることの標示
- ⑥ 運搬車両からの放射線量が一定の基準以下となるよう措置を講ずること

【その他】

- ⑦ 収集・運搬時の分別
- ⑧ 収集・運搬を行う者に関する文書の携帯
- ⑨ 収集・運搬時の事故に備えた機材の携行
- ⑩ 収集・運搬を行った土壌の量、収集元、運搬先等の記録と当該記録の保存

（理由・考え方）

- 上記の措置をとることにより、放射線防護のために資するものとする。
- 作業に従事する者の被ばく管理は、労働安全衛生関係法令の定めるところによる。
- 除去土壌等に含まれる放射性物質等の影響から周辺住民やその生活環境を保護する観点が必要。
- 除去土壌とそれ以外の土壌とが混合されることにより、管理されるべき除去土壌が不明確となる事態を避けることが必要。また、除去土壌以外の土壌を除去土壌の保管先への搬入を避けることが必要。
- 運搬車両の事故（車両火災、横転による土壌の飛散等）の発生に対応できるような措置が必要。
- 除去土壌の運搬先を把握する等の管理のために記録することが必要。
- 基準を具体的かつわかりやすく記載したガイドライン等を整理することが必要。

保管の基準の要素

【人への影響・周辺環境の観点（他の基準と共通）】

- ① 保管された除去土壌の飛散・流出防止（覆土・容器に入れることを含む。）
- ② 保管に伴う騒音・振動等による生活環境の保全
- ③ 保管された除去土壌による人の健康・生活環境に係る被害の発生防止

【保管（一時的）の観点】

- ④ 保管場所であることが区別できるための措置（例：標示）
- ⑤ 雨水等の流入を防止するための措置（例：雨水浸透防止シート等）を講ずること。
- ⑥ 地下水等の汚染を防止するための措置（例：遮水シート、ベントナイト等）を講ずること。
- ⑦ 放射線防護のために必要な措置を講ずること（例：立入の防止、覆土・遮蔽等）
- ⑧ 上記⑦の措置が講じられていることを確認するため、周辺での放射線量を測定し、記録すること。（現場での一時的な保管を除く。）
- ⑨ 保管を行った土壌の量、収集元等の記録と当該記録の保存

（理由・考え方）

- 除去土壌等に含まれる放射性物質等の影響から周辺住民やその生活環境を保護するため、上記規定は必要。
- 設置される施設によって、上記の要素を組み合わせたものとすべき。
- 基準を具体的かつわかりやすく記載したガイドライン等を整理することが必要。